

医政発0330第28号  
令和8年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところであるが、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知いただくとともに、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いします。